

議案第 16 号

恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部を改正する条例の一部改正について

恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日提出

恵庭市議会議員 新 岡 知 恵 柏 野 大 介

記

恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(恵庭市黄金ふれあいセンター条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市黄金ふれあいセンター条例（平成 2 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「ことができる」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 運営協議会の所掌事項、組織その他必要な事項は、規則で定める。

(恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例第 1 3 条の改正規定を次のように改め

る。

第13条を次のように改める。

(運営協議会)

第13条 委員会は、施設の運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会の所掌事項、組織その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

恵庭市黄金ふれあいセンター条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案
<p>第1条～第13条（略）</p> <p>（運営協議会）</p> <p>第14条 市長は、センターの運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置する<u>ことができる</u>。</p> <p>第15条～第17条（略）</p>	<p>第1条～第13条（略）</p> <p>（運営協議会）</p> <p>第14条 市長は、センターの運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置する_____。</p> <p>2 <u>運営協議会の所掌事項、組織その他必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第15条～第17条（略）</p>

恵庭市黄金ふれあいセンター条例及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部を改正する条例（抄）＜第2条関係＞

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部改正）</p> <p>第2条 恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例（平成28年条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条の改正規定（略）</p> <p><u>第13条を次のように改める。</u></p> <p><u>（運営協議会）</u></p> <p>第13条 <u>委員会は、施設の運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置することができる。</u></p> <p>第14条の改正規定（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の一部改正）</p> <p>第2条 恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例（平成28年条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条の改正規定（略）</p> <p><u>第13条を次のように改める。</u></p> <p><u>（運営協議会）</u></p> <p>第13条 <u>委員会は、施設の運営上必要な事項について協議するため、運営協議会を設置する。</u></p> <p><u>2 運営協議会の所掌事項、組織その他必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第14条の改正規定（略）</p>